

# 三豊市第 2 次総合計画 後期基本計画策定方針

令和 5 年 4 月

三豊市 政策部 地域戦略課

## 1 計画策定の背景

---

三豊市は、厳しい人口減少に立ち向かうため、総合戦略で掲げた全体テーマや施策を踏まえつつ、更に持続・発展する自治体であり続けるための方向性や戦略などに関する新たなまちづくりの設計書として、平成 30 年 12 月に市運営の最上位計画として、『第 2 次総合計画』を策定しました。

第 2 次総合計画では、まちの将来像を「One MIYOYO～心つながる豊かさ実感都市～」、人口目標を 63,500 人+と定め、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度（令和 10 年度）までの 5 年間の基本的な政策・施策を示す「前期基本計画」を策定しました。

令和 5 年度で前期の計画期間を終えることから、引き続き令和 6 年度以降の 5 年間で取り組むべき基本的な政策・施策を示した「後期基本計画」を策定します。

## 2 基本的な方針

---

現在、我が国はこれまでに例をみない人口減少・少子高齢化の局面を迎えており、今後も引き続き厳しい状況が続くことが予測されます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や世界的な社会情勢の変化による物価高騰など、我々を取り巻く状況が急速に変化する中で、まちの将来像を実現するためには、過去 5 年間で取り組んだ事業内容を適切にとらえ、今後に活かしていくことが必要です。「後期基本計画」の策定においては、「前期基本計画」の主要施策を踏襲しつつも、本市を取り巻く状況を反映させ、必要に応じた見直しを行います。

## 3 策定にあたっての基本的な考え方

---

### ① 前期基本計画の実施状況や現状把握・分析

前期基本計画における重点プロジェクト、政策・施策の実施状況や効果、市を取り巻く社会情勢、行政需要の変化などを把握・分析したうえで、計画の策定を行います。

### ② 時代の変化に対応した計画策定

人口の減少、少子高齢化社会の到来に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により将来の見極めが非常に難しい中で、人と人との繋がりが希薄になり、地域コミュニティ力の低下が懸念されています。また、急速なデジタル化や産業構造の変化などにより、人々のライフスタイルや価値観が大きく変容し、市民の生活や地域社会の在り方が転換期を迎えています。これらの時代の変化に対応すべく、市民の Well-Being 向上を目指すための計画づくりを行います。

### ③ 地方創生・SDGsの推進

令和4年に国ではデジタル田園都市国家構想基本方針、デジタル田園都市国家構想総合戦略が決定されたことを受け、デジタル技術の活用による社会課題の解決や住民、地元企業、行政が一体となる共助による取組みを推進します。また、持続可能な開発目標（SDGs）の推進の観点から施策の在り方や効果検証を行います。

## 4 計画の構成・計画期間

### ①「基本構想」 計画期間：10年間（平成31年度～令和10年度）

市がめざす将来像と、その実現のための基本目標や施策、施策の大綱など、市政運営の基本方針を示したもの

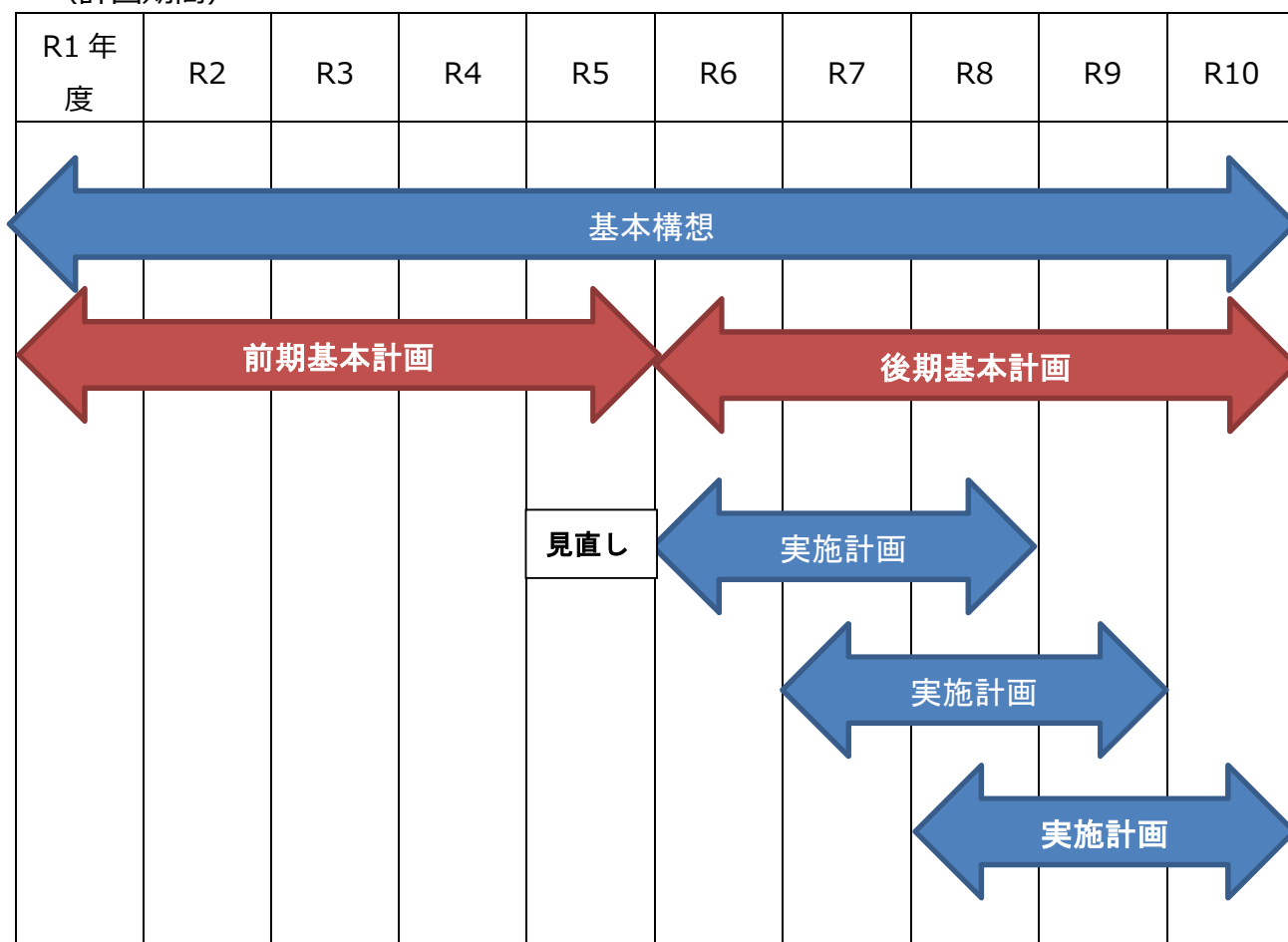
### ②「基本計画」 計画期間：5年間（後期基本計画：令和6年度～令和10年度）

基本構想に基づき、各分野で取り組むべき施策の内容や具体的な数値による成果指標などを示したもの。

### ③「実施計画」 計画期間：3年間（毎年度更新を行う）

基本計画に基づき、取り組むべき具体的な事業の内容や事業毎の目標を示したもの。

（計画期間）



## 5 策定体制

### ① 三豊市総合計画審議会

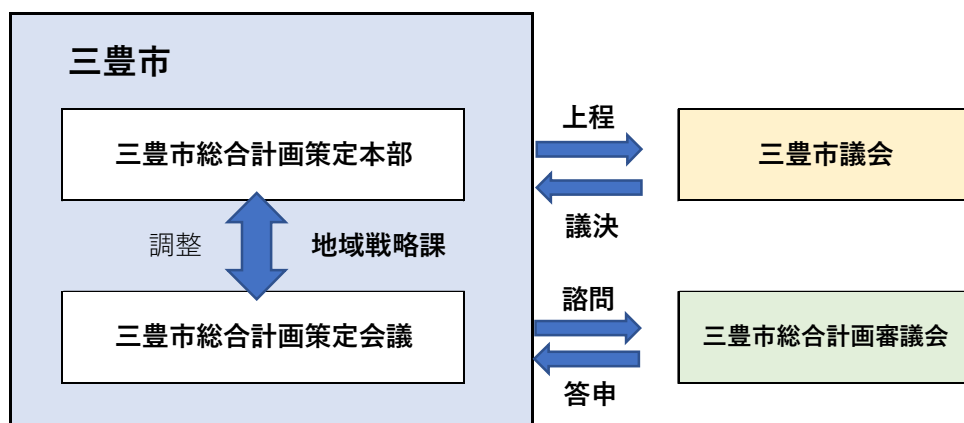
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、三豊市総合計画審議会を置き、市長の諮問に応じて基本計画の策定に関する事項を審議します。

### ② 三豊市総合計画策定本部

三豊市総合計画策定本部設置要綱に基づき、総合計画の円滑な策定並びに業務の進行管理を行います。

### ③ 三豊市総合計画策定会議

三豊市総合計画策定会議設置要綱に基づき、総合計画の策定に係る庁内調整や事業進行管理を行います。



## 6 市民の参加

計画策定にあたっては、前期基本計画の検証と新たな市民ニーズを把握するため、アンケート調査やパブリックコメントを実施します。

また、三豊市総合計画審議会委員として公募による者を委嘱します。

## 7 スケジュール

後期基本計画策定までのスケジュールは、下記のように予定しています。

| 年度        | 令和5年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
|-----------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| 月         | 4     | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 市民アンケート   | ←→    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
| 公募委員の募集   | ←→    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |   |
| 審議会       |       | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |    |   |   |   |
| 策定本部・策定会議 | ←→    | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |    |   |   |   |
| パブリックコメント |       |    |    |    |    | ←→ | ←→ |    |    |   |   |   |
| 議会        | ←→    | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |   |   |   |

令和５年度に策定する「後期基本計画」については、三豊市議会基本条例第９条の規定に基づき、三豊市議会へ上程いたします。

【三豊市議会基本条例】

第９条 法第９６条第２項※の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく、代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり定める。

- (1) 三豊市総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更
- (2) 三豊市都市計画マスタープランの策定又は変更
- (3) 三豊市地域福祉計画の策定又は変更

※地方自治法第９６条第２項

（内容：条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。）